

※内容は、令和2年11月5日付け県指導監査室長事務連絡からの変更ありません。

訪問系
感染者発生時

訪問系

感染者発生時

社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）において
新型コロナウイルス感染者に感染した者が発生した場合の対応

利用者及び職員等に新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合は、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。

(1) 情報共有・報告等の実施

- ・速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行う。
- ・指定権者（障害福祉サービス等にあっては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。）への報告を行う。
- ・当該利用者の家族等に報告を行う。
- ・当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

(2) 積極的疫学調査の協力

- ・保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。
- ・その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

○感染者については、以下の対応を行う。

①職員の場合

- ・職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては保健所の判断に従う。

②利用者の場合

- ・利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

○濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

- ・濃厚接触者については、最終接触から14日間にわたり健康状態を観察する。
- ・以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

※内容は、令和2年11月5日付け県指導監査室長事務連絡からの変更ありません。

訪問系

感染者発生時

① 職員の場合

- ・保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

② 利用者の場合

- ・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。
- ・その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討する。
- ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

【留意点】

- ・サービスを提供する者のうち、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。
- ・サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底する。

【具体的な取組】

- ・サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行う。
- ・事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行う。

<サービス提供にあたっての留意点>

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない。
- ・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
- ・やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、換気を徹底する。
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。
- ・咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。
- ・手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。
- ・「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

※内容は、令和2年11月5日付け県指導監査室長事務連絡からの変更ありません。

訪問系
感染者発生時

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

(i) 食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または洗剤での洗浄を行う。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。
- ・清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋及び部屋に人がいるときはサージカルマスクを着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。

※次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わない。

- ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。
- ・保健所の指示がある場合は、その指示に従う。

(以上)